

2-3. 省エネ適判が不要な場合

非住宅

住宅



国土交通省

省エネ適判を省略できる場合

省エネ適判が不要な場合(仕様基準等活用)

Point

- 以下のいずれかに該当する場合は、**省エネ適判を不要**とすることができます。
 - ① **仕様基準**又は**誘導仕様基準**(以下「仕様基準等」という。)に適合
 - ② **設計住宅性能評価**の実施
 - ③ **長期優良住宅の認定**又は**長期使用構造等の確認**
- この場合、省エネ基準への適合は建築確認手続きの中で確認します。

省エネ適判を省略できる場合

- 仕様基準又は誘導仕様基準により省エネ基準を評価する場合
 - ✓ 外皮性能及び一次エネルギー消費性能の**両方の基準について仕様基準等により評価する場合は省エネ適判を省略**することができます。
※ 外皮性能又は一次エネ性能の**いずれかのみを仕様基準等により評価する場合は省エネ適判が必要**です。
 - ✓ 仕様基準に適合する設計となっているかについては、**建築確認審査の中で確認**します。
- 設計住宅性能評価を活用する場合
 - ✓ 確認済証の交付前までに**設計住宅性能評価書**(断熱等性能等級4以上かつ一次エネルギー消費量等級4以上のものに限る)の**交付を受け、建築主事等に提出できる場合に、省エネ適判が省略**できます。
 - ✓ 省エネ基準への適合は、設計住宅性能評価書により確認されます。
- 長期優良住宅の認定又は長期使用構造等の確認を受ける場合
 - ✓ 確認済証の交付前までに**長期優良住宅の認定書又は長期使用構造等の確認書の交付を受け、建築主事等に提出できる場合に、省エネ適判が省略**できます。
 - ✓ 省エネ基準への適合は、認定書又は確認書により確認されます。